

## 第7章 地域医療構想の実現に向けた推進体制

## 1 推進体制

## (1) 地域医療構想調整会議

- 地域医療構想の推進には、策定主体の県はもとより、市町村、医療機関・医療関係団体、介護事業者・介護関係団体、医療保険者及び県民が将来の目指すべき医療提供体制の実現に向けた今後の方向性を共有し、それぞれの役割を果たしていくことが重要となります。
- 構想推進の中核となる地域医療構想調整会議を構想区域ごと並びに全県単位で設置し、構想区域内の協議と全県的な協議を相互に重ねていくことで、円滑な推進を図ります。

## (2) 地域医療構想調整会議での議論の進め方

- 地域医療構想調整会議での議論の進め方に関し、厚生労働省の「医療計画の見直し等に関する検討会」では、医療機能の役割分担について次の項目が示されています。

## ア 構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有

## (ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化

- 将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、当該構想区域における医療機関であって、地域における救急医療や災害医療等を担う医療機関が、どのような役割を担うか明確にすることが必要である。その際に、次の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想調整会議で検討を進めること。
  - ・ 構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能
  - ・ 公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能  
(公立病院の担う医療機能については、新公立病院改革ガイドラインに基づき検討すること)
  - ・ 地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能 等
- 上記以外の医療機関については、これらの医療機関との連携や、これらの医療機関が担わない医療機能(例えば、重症心身障害児に対する医療等)や、地域の多様な医療ニーズを踏まえ、それぞれの役割を明確化すること。

## (イ) 将来に病床機能の転換を予定している医療機関の役割の確認

- 病床機能報告においては、6年後の病床機能も報告されていることから、将来に病床機能の転換を予定している医療機関についても、その転換の内容が地域医療構想の方向性と整合性のあるものとなっているかという点について確認すること。

## (ウ) その他の事項

- 地域医療構想調整会議における検討結果を踏まえて、構想区域ごとの将来の医療提供体制を構築していくための方向性を定め、関係者間で共有すること。
- その際には、放射線治療装置等の高額な医療機器について、医療資源の有効活用の観点から、それらの機器の地域における活用の方法や新たな導入に向けた方針等についても、協議を行った上で共有すること。
- また、地域の住民が望む医療へのかかり方等を聴取し、ニーズを把握すること。

<資料>厚生労働省「医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめ」(平成28年12月26日)

- 議論の進め方に関する厚生労働省の最終取りまとめを踏まえ、本県の地域医療構想調整会議運営方針を定めるとともに、実効性のある協議が進められるよう、各構想区域の実情等に応じた柔軟な運営を進めます。

2 関係当事者の役割

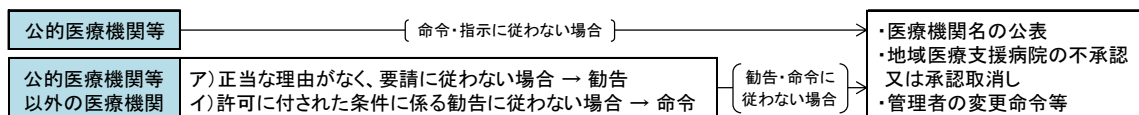
(1) 県

- 地域医療構想調整会議の効果的かつ効率的な運営を進めます。
- 地域医療構想調整会議での協議や各医療機関の自主的な取組みに資するよう、毎年度の病床機能報告の結果をはじめ、現状や将来見通しに係る各種データを収集・分析し、提供します。
- 地域医療介護総合確保基金等を活用し、第6章に掲げる施策を推進します。
- 地域医療構想の策定趣旨や内容について、県民への周知・啓発を行います。
- 第7期以降の市町村における介護保険事業計画の策定に当たり、地域医療構想の策定趣旨や内容を踏まえて助言します。
- 医療法では、地域医療構想の実現に向けて都道府県知事は図表77の対応が可能と規定されています。なお、都道府県知事に稼働している病床を削減する権限等は付与されていません。そのため、医療機関が将来目指す医療の実現に向けた自主的な取組みを促していきます。

[図表77 医療法に基づく都道府県知事の権限]

	病床機能報告において、基準日(当該年の7月1日時点)と基準日後(6年が経過した日)の病床機能が異なる場合であって、基準日後病床数が病床数の必要量にすでに達している場合	病床機能別の既存の病床数が病床数の必要量に達していない場合
①病院・有床診療所の開設・増床等への対応		病院・有床診療所の開設・増設等の許可の際に、不足している病床の機能区分に係る医療の提供という条件を付すことができる(法第7条第5項)。
②既存医療機関が過剰な病床の機能区分に転換しようとする場合の対応	ア) 過剰な病床の機能区分に転換しようとする理由等を記載した書面の提出を求めることができる(法第30条の15第1項)。	
	イ) 当該書面に記載された理由等が十分でないとき等は、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができる(法第30条の15第2項)	
	ウ) 地域医療構想調整会議における協議が調わないとき等は、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる(法第30条の15第4項)。	
	エ) 当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、転換しないことを ・公的医療機関等: 命令 ・公的医療機関等以外の医療機関: 要請 することができる(法第30条の15第6項及び第7項)。	
③自主的な取組だけでは不足している機能の充足が進まない場合の対応		都道府県医療審議会の意見を聴いて、不足している病床の機能区分に係る医療を提供すること等を ・公的医療機関等: 指示 ・公的医療機関等以外の医療機関: 要請 することができる(法第30条の16第1項及び第2項)。
	既存病床数が基準病床数を既に超えている場合 (病床過剰地域)	
④稼働していない病床への対応	正当な理由がなく病床を稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を ・公的医療機関等: 命令 ・公的医療機関等以外の医療機関: 要請 することができる(法第7条の2第3項及び法第30条の12第1項)。	

※要請又は命令・指示に従わない場合の対応(医療法第27条の2、第28条、第29条第3項等)



(2) 市町村

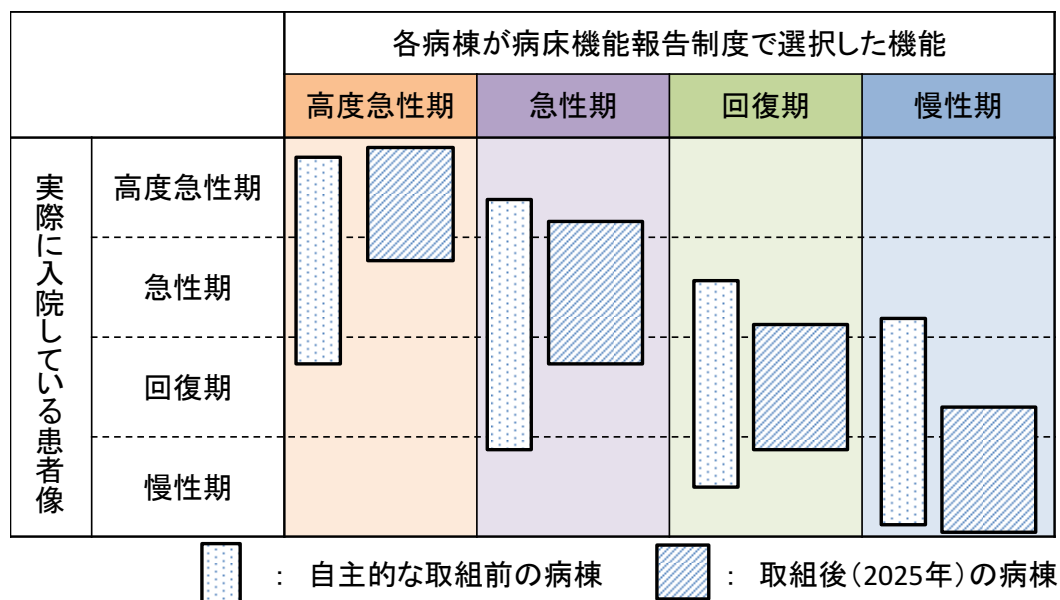
- 地域包括ケアシステムの実現に向け、地域医療構想にも留意しつつ、在宅医療・介護連携の取組みを推進します。
- 市町村介護保険事業計画の策定に当たり、地域医療構想の策定趣旨や内容を踏まえて検討します。

(3) 医療機関・医療関係団体

- 一般病床及び療養病床を有する医療機関は、毎年度の病床機能報告を確実に実施します。
- 地域医療構想をはじめ、県が示す現状や将来見通しに関するデータ等を参考に、構想区域における自院の病床機能の相対的な位置づけを把握した上で、自院が将来目指す医療の実現に向けた自主的な取組みを行います。その際、病棟単位で選択した病床機能に応じてどのような患者を受け入れていくか、また、それに伴ってどのように必要な体制を構築していくかを検討します（図表 78 参照）。

なお、有床診療所においては、①病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し機能、②専門医療を担って病院の役割を補完する機能、③緊急時に対応する機能、④在宅医療の拠点としての機能、⑤終末期医療を担う機能など、地域の実情に応じた必要な役割を担います。

[図表 78 病棟単位で選択した病床機能と実際に入院している患者像の対応のイメージ]



〈資料〉厚生労働省「地域医療構想策定ガイドライン」

- 医療関係団体は、医療機関の自主的な取組みを支援します。

(4) 介護事業者・介護関係団体

- 介護事業者は、医療機関との連携強化を通じて介護サービスの充実を進めます。
- 介護関係団体は、介護事業者の自主的な取組みを支援します。

**(5) 医療保険者**

- 地域医療構想の策定趣旨や内容について、加入者への周知・啓発を進めます。
- 構想の推進に必要な医療提供施設の機能に関する情報やその他の必要な情報を県に提供します。

**(医療法第30条の5)**

都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、介護保険法第7条第7項に規定する医療保険者（第30条の14第1項において「医療保険者」という。）又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療提供施設の機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。

**(6) 県民**

- 高齢化の一層の進行を見据え、住み慣れた地域で必要に応じ医療や介護、生活支援サービスを受けながら暮らすことが重要です。そうした中で、人生最後の場面をどのように迎えたいのか、どのような医療を希望するのかということを、一人一人が考えておく必要があります。
- かかりつけの医師、歯科医、薬局を持ち、地域の医療提供体制に関する情報を得ながら、症状に応じた必要な医療を受けるなど、限りある医療資源を有効に活用できるよう、医療に関する適切な選択を行い、医療を適切に受けるよう努めます。

**(医療法第6条の2第3項)**

国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない。

**3 構想の進行管理**

- 地域医療構想の実現に必要な事業の進捗状況を毎年度評価し、地域医療構想調整会議等に報告するとともに、県庁ホームページに掲載し、公表します。
- 評価結果に対する地域医療構想調整会議での意見等を踏まえ、必要に応じて施策や事業の見直しを行います。